

令和8年度 事務事業評価シート（1）

〔 令和7年度事務事業 〕

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業	
事務事業名	権利擁護事業				事業番号	011-051	
担当部署名	健康福祉局	局	長寿社会部	部	長寿支援課	課	

Ⅰ. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本 計画2025	施策 との 関連	有・無	戦略	2.人生100年時代の健康・福祉 ～Well-being～	施策	(3)市民の参加と協働による地域福祉の充実	
			有	取組の方向性	②権利擁護支援体制の強化			
		寄与 する KPI	有・無	指標名	—			
			無	現状値	—		目標値	—
	堺市SDGs 未来都市計 画 2021-2025	施策 との 関連	有・無	ゴール	—		ターゲット	—
			無	取組	—			
		寄与 する KPI	有・無	指標名	—			
			無	現状値	—		目標値	—

2	関連計画	第5次堺市地域福祉計画・第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画（堺あったかめぐりプラン5）、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和6（2024）～8（2026）年度】、堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画（よりそい安心ほっとプラン）、第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画					
---	------	---	--	--	--	--	--

3	事業開始年度	平成 25 年度	点検対象年度（堺市基本計画2030）	令和 12 年度
---	--------	----------	--------------------	----------

4	実施根拠	成年後見制度の利用の促進に関する法律、介護保険法、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律					
---	------	---	--	--	--	--	--

事業の概要

5	事業の実施主体	本庁、堺市社会福祉協議会					
---	---------	--------------	--	--	--	--	--

6	事業の対象	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方々やその親族、支援機関など。	対象数	単位
			-	-

7	事業の目的	○権利擁護サポートセンター運営事業 地域の相談機関等に対する専門相談・支援や成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成を行うことで、市民の権利擁護を図る。また、今後も同センターが中核となって、地域の支援力を高め、高齢の方も、障害のある方も、すべての人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域の構築をめざす。 ○日常生活自立支援事業 堺市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」に対して補助を行い、地域福祉の推進を図る。					
---	-------	---	--	--	--	--	--

8	事業内容	○権利擁護サポートセンター運営事業 ・権利擁護（虐待・成年後見制度を含む。）に関する広報・啓発、研修・情報提供等 ・権利擁護支援に関する専門相談・専門支援、法律職（弁護士・司法書士）と福祉職（社会福祉士）による専門相談、権利擁護サポートセンターの相談支援員による相談支援、成年後見制度の申立支援、債務整理等の専門支援の調整 ・虐待対応等に関する支援、各区保健福祉総合センター、基幹型・地域包括支援センター、障害者虐待対応チーム等への支援 ・市民後見人の養成及び活動支援、市民後見人養成講座の実施、市民後見人バンクの設置運営、受任調整、後見活動への支援 ・権利擁護サポートセンター運営委員会及び小委員会の開催、権利擁護支援ネットワークの構築 ○日常生活自立支援事業 判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、福祉サービスの利用手続きの援助、日常の金銭管理等を実施					
---	------	--	--	--	--	--	--

	※国・府の基準より上回って実施した内容	—					
--	---------------------	---	--	--	--	--	--

9	主な支出先	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会					
---	-------	------------------	--	--	--	--	--

10	公民連携・協働事業	—					
----	-----------	---	--	--	--	--	--

Ⅱ. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

11	成果指標	単位		実績		目標	目標
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
	市民後見人のバンク登録者総数	人	目標値	100	100	100	100
			実績値	82	77		
			達成率	82%	77%		
当該指標を選定した理由	権利擁護支援の担い手となる市民後見人のバンク登録者数を経年比較することで、権利擁護の支援体制を把握するため。						
目標値の設定根拠・算出方法	市民後見人養成講座修了者数と退会者数の推移を踏まえ、登録者数100名を当面の目標に設定						

12	活動指標	単位		実績		目標	
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	権利擁護の相談支援件数	件	目標値	380	380	380	
			実績値	335	274		
			達成率	88%	72%		
当該指標を選定した理由	相談支援件数を経年比較することで、権利擁護支援の活動状況を把握するため。						
目標値の設定根拠・算出方法	相談支援という性質上、目標値の増加設定は困難であるが、過去実績に基づき、目標値を設定						

令和8年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	権利擁護事業	事業番号	011-051
-------	--------	------	---------

Ⅲ. 投入量													
事業コスト													
※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）													
13	財 源 内 訳	項 目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度				
			決算		決算		当初予算		当初予算				
		事業費（a）	40,375		43,647		47,317		44,785		58,553		
		国支出金	14,316		16,804		14,602		17,003		16,976		
		府支出金	6,970		8,402		7,371		7,223		8,287		
		市債	0		0		0		0		0		
		その他（第1号被保険者保険料等）	15,452		10,038		25,344		20,559		25,140		
	14	人件費（b）	受益者負担金(使用料、手数料等)	0		0		0		0		0	
			一般財源	3,637		8,403		0		0		8,150	
			年間経費（c）=(a)+(b)	42,805		46,077		49,837		47,305		61,163	
事業費の内訳													
（単位：千円）													
16	事 業 費 内 訳	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源		
		普通旅費	R7	決算	6	0		R7	決算				
			R8	予算	26	26		R8	予算				
		権利擁護サポートセンター運営業務委託料	R7	決算	35,928	0		R7	決算				
			R8	予算	47,832	0		R8	予算				
		日常生活自立支援事業補助金	R7	決算	8,851	0		R7	決算				
			R8	予算	10,695	8,124		R8	予算				
			R7	決算				R7	決算				
			R8	予算				R8	予算				
			R7	決算				R7	決算				
R8	予算				R8	予算							
Ⅳ. 事業の効率性													
単位当たり経費													
17	区 分	単位			令和6年度		令和7年度						
	①	権利擁護の相談支援件数			件	335		274					
	②	上記①にかかる年間経費			千円	2,106		1,766					
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）			円/単位	6,287		6,445					
	算出についての説明等		権利擁護に関する相談支援のうち、弁護士等への専門相談事業に要した経費から算出										
Ⅴ. 評価													
費用対効果に係る所見													
18	相談件数の減少に伴い弁護士等への専門相談事業に要した経費も昨年度と比べて減少しており、単位当たりの経費に大きな変化は見られない。令和7年度中に相談支援を終了（解決）した件数は301件であり、新規相談支援件数274件を上回っており、着実に必要な方への権利擁護支援に繋がっているものと考える。 ※日常生活自立支援事業の実施に当たり、別途「社会福祉協議会社会福祉事業実施補助金」から人件費相当額として86,291千円を補助している。												
	KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）												
19	成年後見制度利用の必要性が高くなる認知症高齢者等の増加が今後も見込まれている中、権利擁護サポートセンターでは、国が策定する成年後見制度利用促進基本計画における中核機関として求められる機能（親族後見人支援、法人後見人支援等）の整備を進めている。また、関係機関や団体等と権利擁護の地域連携ネットワークを構築し、相談機関等に対する専門相談支援や成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成等を行うことで、堺市における権利擁護の支援体制の強化・推進に寄与している。												
	令和3年度からの実績等を踏まえた事業の必要性・有効性に係る所見（前年度の事務事業評価で点検対象年度を令和7年度とした事業のみ記載）												
20	必 要 性	■ 高い □ 低い	権利擁護サポートセンターを権利擁護支援の中核的な役割を担う機関と位置づけ、専門機関や団体と連携し、専門相談や市民後見人の養成及び活動支援、権利擁護に関する研修などを実施し、認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方の権利擁護に寄与している。										
	有 効 性	■ 高い □ 低い	成年後見制度利用の必要性が高くなる認知症高齢者等の増加が今後も見込まれている中、制度の利用促進や担い手の確保・養成等の取組を引き続き推進する必要がある。										